日·EU経済連携協定

2024年(令和6年)6月 外務省

背景・意義

- ▶ 保護主義的な動きや新興国による市場歪曲的な措置(産業補助金、強制的な技術移転等)
- ▶ WTOドーハ・ラウンド停滞、現代化の必要性(電子商取引、投資、紛争解決、透明性向上等)

自由で公正なルールの構築を主導し、貿易自由化を推進する立場から、貿易自由化の旗手として世界に範を示すべく、本協定を締結(2019年2月発効)。 世界貿易の約1/3を占める世界最大級の自由な先進経済圏が誕生。 (2022年時点で、EUの貿易総額は14.6兆ドル(シェア29.3%)。日本の貿易総額は1.6兆ドル(シェア3.3%))

実施体制

原則として年1回、合同委員会(閣僚級)を実施。これまで第1回会合(2019年4月)、第
 2回会合(2021年2月)、第3回会合(2022年3月)、第4回会合(2023年4月)を開催。

12分野の専門委員会・作業部会を事務レベルで着実に実施。 (注:合同委員会の下に設置され、次の分野について原則として年一回実施。専門委員会:(1)物品の貿易、(2)原産地規則及び税関、 (3)衛生植物検疫措置、(4)貿易の技術的障害、(5)サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引、(6)政府調達、(7)知的財産、 (8)貿易及び持続可能な開発、(9)規制に関する協力、(10)農業分野における協力、作業部会:(1)ぶどう酒(2)自動車及び部品)

発効後の主要な進捗 (注:英国のEU離脱に伴い、2020年10月に日英EPAに署名、2021年1月発効。)

- 本協定の発効後、日EU間の貿易は、新型コロナの影響による減少はあったものの、20 21年にはコロナ前の水準にまで回復し、以降も堅調に増加。全体として拡大傾向。
- ▶ 保護の対象となる地理的表示(GI)の追加を計3回実施(2023年には日本側GIをで20件追加)。現在、日本側GIについては全体で131件の地理的表示(GI)を保護。
- 2024年1月、本協定に「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する改正 議定書に署名。同年5月、同議定書の締結(外交上の公文の交換)。同年7月1日に発効予定。
- 貿易と持続可能な開発、環境、労働等の実施について市民社会と相互に協力する観点 から、日EU双方の政府関係者及び市民社会との間で共同対話を4回実施。



<EU概要> 構成国 27か国 (ベルギー、ブルガリア、チェコ、 デンマーク、ドイツ、エストニア、 アイルランド、ギリシャ、スペイン、 フランス、クロアチア、イタリア、 キプロス、ラトビア、リトアニア、 ルクセンブルク、ハンガリー、マル タ、オランダ、オーストリア、ポー スロベニア、スロバキア、フィンラ ンド、スウェーデン) 総人口:4億4796万人(2023年)(日本

総人口:4億4/96万人(2023年)(日本 の約3.6倍)

<経緯>

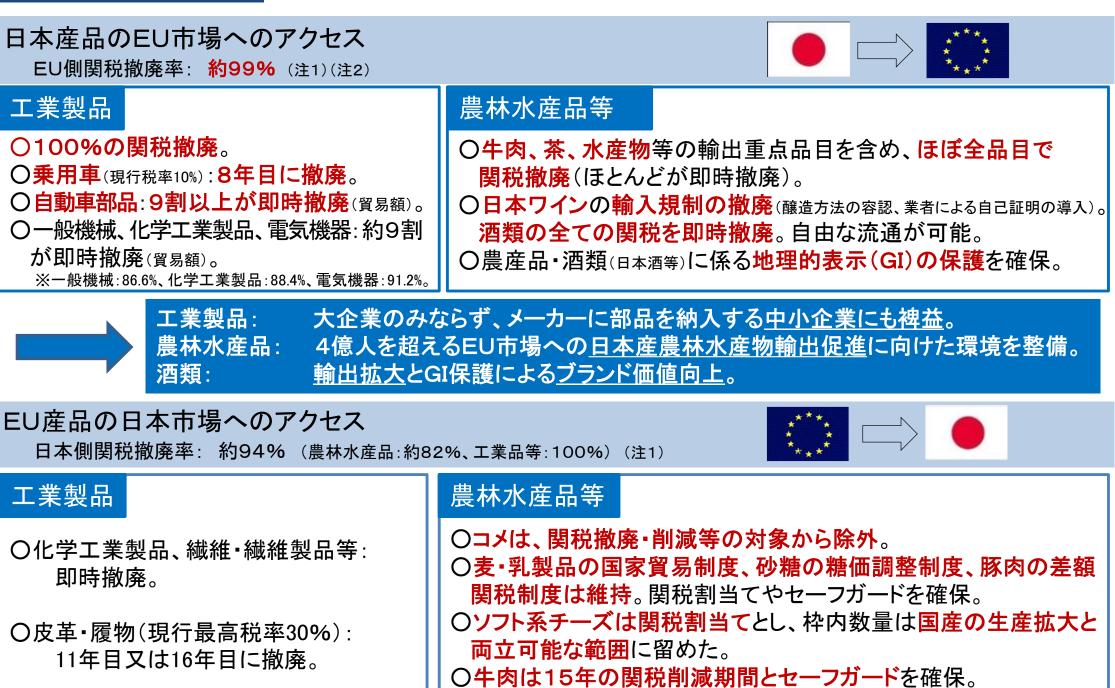
2013年 3月	去进即拉达中学
2013年 3月	交渉開始決定
2017年 7月	大枠合意
2017年12月	交渉妥結
2018年 7月	署名
2018年12月	締結 (外交上の公文の交換
2019年 2月	発効

く参考>

■日本のEPA・FTA これまで24か国・地域と21の経済連携 協定(EPA)が発効済・署名済(2023年7 月現在)。

■EUの最近のEPA・FTA ・韓国:2015年12月発効 ・カナダ:2017年9月暫定適用開始 ・シンガポール:2019年11月発効 ・ベトナム:2020年8月発効 ・英国:2021年5月発効 ・ニュージーランド:2023年7月署名 ・ケニア:2023年6月大筋合意

主な内容:物品貿易



(注1)撤廃率は、品目数ベースのもの。(注2)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。

主な内容:サービス貿易・投資、ルール分野

サービス貿易・投資・電子商取引

サービス貿易・投資・電子商取引

〇原則全てのサービス貿易・投資分野を自由化。留保する例外措置・分野を列挙(ネガティブ・リスト方式)。 〇欧州で活動する日系企業のニーズに対応するルールを設定(電気通信サービス、金融規制協力等)。 〇電子商取引の安全性・信頼性確保のためのルールを整備(電子的な送信に対する関税賦課禁止、ソースコード開示要求の禁止、情 報の電子的手段による国境を越える移転の制限の禁止(7月1日より)等)。

21世紀型のハイレベルなルール

国有企業·補助金

○国有企業:物品・サービス売買の際の商業的考慮、相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保。
○補助金:通報義務、協議要請手続、一定の類型の補助金の禁止等を規定。

知的財産

○WTO・TRIPS協定より高度な規律を規定(営業秘密の保護、著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長等)。
○地理的表示(GI)の高いレベルでの相互保護。日本側GIは131件(「神戸ビーフ」、「夕張メロン」、「薩摩」、「日本酒」等)。

規制協力

〇日EU双方の規制当局が、貿易・投資に関する規制措置について、事前公表、意見提出の機会の提供、 事前・事後の評価、グッドプラクティスに関する情報交換等を行う。